

証券コード 4920
平成28年5月12日

株 主 各 位

東京都港区三田五丁目3番13号
株式会社 日本色材工業研究所
代表取締役社長 奥村 浩士

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号 ずいしょう
ホテルJALシティ田町 東京 地下1階「瑞祥の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shikizai.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢は改善しているものの、個人消費は弱含みで推移し、足許では急速に進んだ円高・株安の影響が懸念される状況にあります。

一方、海外の経済情勢は、米国においては、消費や雇用情勢は順調に推移し、ユーロ経済圏におきましても、全体的には緩やかな景気回復基調が持続しましたが、中国・アジア新興国については景気の減速傾向が鮮明となり、経済成長が一段と鈍化した状況で推移しました。

このような経済情勢のもと、当社グループは、つくば工場のフル稼働を梃子に、営業部門および研究開発部門の組織体制改編により企画提案型営業の更なる強化を図るとともに、コスト面では、徹底した経費削減に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高8,711百万円（前期比17.9%増）、営業利益500百万円（前期は営業損失209百万円）、経常利益416百万円（前期は経常損失271百万円）、当期純利益は243百万円（前期は当期純損失235百万円）となりました。

所在地別セグメントの業績は、以下のとおりです。

(日本)

国内の化粧品受託製造市場は、化粧品メーカーによるアウトソーシングの拡大、異業種企業による化粧品市場への参入などを背景に、堅調に推移しております。

このような事業環境のもと、当社の化粧品事業は、国内顧客からのインバウンド需要等を背景とした受注および海外顧客からの新製品の受注が増加しました。製品種別では、主にアイシャドウ・チーク類、ファンデーション類、ライナー・マスカラ類、クリーム類等が、前期を上回ったことにより前期と比較して大幅な増収となりました。営業利益については、増収に伴う利益嵩上げと、役員報酬の一部カットをはじめとする全社あげての経費削減への取り組みを行った結果、大幅な増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,094百万円（前期比14.4%増）、営業利益は430百万円（前期は営業損失128百万円）となりました。

(仏国)

子会社THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S.A.S.（以下、テプニエ社という）の所在する欧州経済は、雇用情勢の回復を背景に個人消費も持ち直しており、緩やかな回復基調が持続しております。

このような事業環境のもと、テプニエ社では、スキンケア製品、メイクアップ製品が順調であったことに加え、医薬製品の生産が大幅に伸張したことにより、前期と比較して大幅な増収、増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,750百万円（前期比29.6%増）、営業利益は61百万円（前期は営業損失73百万円）となりました。

(所在地別売上高)

(単位：百万円)

| 区 分 | 第58期  |        | 第59期(当連結会計年度) |        |       |
|-----|-------|--------|---------------|--------|-------|
|     | 金 額   | 構成比    | 金 額           | 構成比    | 前期比   |
| 日 本 | 6,200 | 82.1%  | 7,094         | 80.2%  | 14.4% |
| 仏 国 | 1,351 | 17.9%  | 1,750         | 19.8%  | 29.6% |
| 計   | 7,551 | 100.0% | 8,844         | 100.0% | 17.1% |

(注) セグメント間の内部売上高として、第58期には161百万円、第59期には133百万円を含めて記載しております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資額は、167百万円であり、その主なものは工場の生産効率の維持向上を目的とした老朽設備の買い換え取得等であります。なお、当連結会計年度において、当社大阪工場の売却を行っております。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分        | 第56期                          | 第57期                          | 第58期                          | 第59期(当連結会計年度)                 |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|            | (自 平成24年3月1日<br>至 平成25年2月28日) | (自 平成25年3月1日<br>至 平成26年2月28日) | (自 平成26年3月1日<br>至 平成27年2月28日) | (自 平成27年3月1日<br>至 平成28年2月29日) |
| 売 上 高      | 7,002                         | 7,302                         | 7,389                         | 8,711                         |
| 経 常 利 益    | 166                           | 116                           | △271                          | 416                           |
| 当 期 純 利 益  | 74                            | 89                            | △235                          | 243                           |
| 1株当たり当期純利益 | 17円20銭                        | 20円74銭                        | △54円66銭                       | 56円43銭                        |
| 総 資 産      | 7,245                         | 8,359                         | 8,917                         | 8,995                         |
| 純 資 産      | 1,651                         | 1,869                         | 1,638                         | 1,824                         |
| 1株当たり純資産額  | 382円86銭                       | 433円37銭                       | 379円84銭                       | 423円27銭                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. △印は、損失を示しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                             | 資 本 金        | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------------------------------|--------------|--------------------|---------------|
| THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.<br>(テブニエ社：仏国) | 4,648,360ユーロ | 100.0%             | 医薬品および化粧品受託製造 |

#### (4) 対処すべき課題

事業環境が変化する中、当社グループとしては、中長期的な経営戦略に基づき、売上の拡大、生産体制の強化、コストの削減等により、継続的・安定的に利益を生み出せる筋肉質な収益構造を構築していくことが喫緊の課題であります。

具体的には、以下の点を重要課題として捉え、これらを具体的施策に落とし込んだ上、積極果敢にチャレンジし企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ つくば工場の拡張を含む中長期成長戦略の企画立案
- ・ コスト削減によるローコスト・オペレーションの実現
- ・ 化粧品部門のグローバル営業体制の強化
- ・ 技術力・研究開発力を活用した新製品の開発
- ・ グローバルな品質管理基準の充足に向けた品質保証体制の強化
- ・ 子会社との連携によるグループシナジーの強化
- ・ 当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社は化粧品（医薬部外品を含む）の製造受託および研究開発受託を主要な業務としており、テプニエ社は医薬品、医薬部外品ならびに化粧品の製造受託を主要な業務としております。

当社グループの現在行っている主要な事業内容は、次のとおりであります。

| 主要な事業内容   | 主 な 製 品 内 容                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 化 粧 品 事 業 | ファンデーション、口紅、ライナー・マスカラ、UV、アイシャドウ・チーク、白粉・打粉、クリーム、美容液、化粧水等 |
| 医薬品その他事業  | 薬用歯磨き、ボディーシャンプー、水虫治療薬、駆虫剤、その他衛生製品等                      |

(6) 主要な営業所および工場（平成28年2月29日現在）

① 当社

本社・研究センター 東京都港区三田五丁目3番13号  
工場 座間工場 神奈川県座間市  
吹田工場 大阪府吹田市  
つくば工場 茨城県つくば市

(注) 平成27年7月31日付で、大阪工場は閉鎖いたしました。

② THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S.A.S.（テプニエ社）

本社・工場 モルターニュ(仏国)  
営業所 ブローニュ ビヤンクール(仏国)

(注) 平成28年2月22日付で、テプニエ社本社所在地をパリ市内からモルターニュへ変更いたしました。

(7) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 369(232)名 | 11(15)名     |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート、嘱託社員および臨時雇用員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 269(224)名 | 13(12)名   | 38.9歳 | 10.7年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート、嘱託社員および臨時雇用員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 借 入 先                                 | 借 入 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                     | 1,482 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫               | 1,454 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行             | 240   |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行               | 217   |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行                       | 193   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                     | 121   |
| さ わ や か 信 用 金 庫                       | 100   |
| B p i f r a n c e                     | 97    |
| B A N Q U E C I C O U E S T           | 72    |
| B R E D B A N Q U E P O P U L A I R E | 72    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                   | 66    |

(注) 借入額は、長期借入金および短期借入金の合計残高金額であります。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① SUNSTAR FRANCE S. A. S. が、テプニエ社に対し、口腔洗浄剤の品質異常事故に関わる損害賠償を求めている訴訟の詳細につきましては、25ページの「4. 連結貸借対照表に関する注記 (3) 偶発債務」に記載のとおりであります。

テプニエ社は、引き続き、現地顧問弁護士の助言のもとで、テプニエ社の正当性を主張してまいります。

- ② 当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成28年5月10日に払込みが完了しております。詳細につきましては、30ページの「8. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年2月29日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,318,444株  |
| ③ 株主数      | 782名        |
| ④ 大株主      |             |

| 株 主 名                   | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-------------------------|-----------------|---------|
|                         | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
| 株 式 会 社 キ ャ ト ル ・ セ ゾ ン | 1,249千株         | 28.9%   |
| 奥 村 浩 士                 | 586             | 13.6    |
| 奥 村 華 代                 | 214             | 4.9     |
| 株 式 会 社 プ レ ス ト シ ー プ   | 168             | 3.8     |
| 清 水 明 弘                 | 132             | 3.0     |
| 奥 村 有 香                 | 77              | 1.7     |
| 中 野 知 花                 | 72              | 1.6     |
| 飯 島 十 三 子               | 70              | 1.6     |
| 奥 村 有 美 子               | 62              | 1.4     |
| 奥 村 佳 代 子               | 62              | 1.4     |

(注) 持株比率は自己株式（7,332株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (平成28年2月29日現在)

| 地 位     | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況                                                             |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 奥 村 浩 士 | 生産本部長                                                                     |
| 常務取締役   | 土 谷 康 彦 | 経営統括本部長                                                                   |
| 常務取締役   | 大田黒 暁   | 営業統括本部長                                                                   |
| 取締役     | 奥 村 華 代 | 営業統括本部国際営業部長                                                              |
| 取締役     | 瀧 川 順   | 経営統括本部人事総務部長                                                              |
| 取締役     | 外 村 達 也 | 経営統括本部管理部長                                                                |
| 取締役     | 佐々木 泉   | 研究部長                                                                      |
| 常勤監査役   | 渡 邊 好 造 |                                                                           |
| 監査役     | 羽 賀 弘 忠 |                                                                           |
| 監査役     | 遠 山 友 寛 | TMI 総合法律事務所パートナー弁護士<br>エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社社外取締役<br>そーせいグループ株式会社社外取締役 |
| 監査役     | 江 間 洋 介 | 株式会社江間忠ホールディングス代表取締役                                                      |

- (注) 1. 監査役遠山友寛氏および監査役江間洋介氏は、社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 平成27年5月28日開催の第58回定時株主総会において、渡邊好造氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 平成28年3月1日付で組織名称の変更を行っております。当該名称変更に伴い、取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名     | 変 更 前                      | 変 更 後                          |
|---------|----------------------------|--------------------------------|
| 奥 村 浩 士 | 代 表 取 締 役 社 長<br>生 産 本 部 長 | 代 表 取 締 役 社 長<br>生 産 統 括 本 部 長 |
| 佐 々 木 泉 | 取 締 役 長<br>研 究 部 長         | 取 締 役 長<br>研 究 開 発 部 長         |

② 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                      | 支 給 人 員   | 報酬等の額        |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 7名<br>(-) | 91百万円<br>(-) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4名<br>(2) | 18百万円<br>(4) |
| 合 計                      | 11名       | 109百万円       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年5月30日開催の第55回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年5月30日開催の第55回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。
4. 業績の低迷を受け、取締役の経営責任を明確にし、業績回復への決意を新たにするため、平成27年3月から平成28年2月まで次のとおり役員報酬の減額を実施しております。
- 代表取締役 役員報酬月額の30%を減額
- 常務取締役 役員報酬月額の20%を減額
- その他取締役 役員報酬月額の10%を減額
- なお、監査役全員より同対象期間における監査役報酬月額の10%の自主返上の申し入れがありました。

③ 社外役員に関する事項

- ・社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役適任者の人選を行っていましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任していませんでした。

このたび、取締役会の監督機能およびコーポレートガバナンスの一層の充実を目指して、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行することを、平成28年2月16日開催の当社取締役会で決議いたしました。

当該移行に伴い、適任の社外取締役候補者を複数名確保できましたので、平成28年5月27日開催の第59回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案および社外取締役の選任議案を上程することといたしました。

- ・社外監査役 遠山 友寛 氏

(i) 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、TMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、TMI 総合法律事務所と法律顧問に関する契約を締結しております。

同氏が社外取締役を兼任するエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社およびソーせいグループ株式会社と当社との間には特別の関係はございません。

(ii) 会社または特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会14回中11回、監査役会9回中9回に出席いたしました。同氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第41条に設け、同氏と当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令に定める最低責任限度額を限度とします。

・社外監査役 江間 洋介 氏

(i)重要な兼職先と当社との関係

同氏は、株式会社江間忠ホールディングスの代表取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はございません。

(ii)会社または特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(iii)当事業年度における主な活動状況

主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会14回中9回、監査役会9回中8回に出席いたしました。同氏は、企業経営の専門家としての見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。

(iv)責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第41条に設け、同氏と当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令に定める最低責任限度額を限度とします。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

| 区 分                                  | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 22百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社テブニエ社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に諮る方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、または、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断した場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本方針を変更する予定であります。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本体制を変更する予定であります。以下は変更前の内容であります。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を定め、これらの遵守を図るものとする。
- ② 取締役会については取締役会規程の定めに従い、その適切な運営を確保する。本取締役会においては、各取締役の業務執行状況の報告や重要案件に関する検討と決裁を行うとともに、相互に業務執行を監督し法令、定款違反を未然に防止する。
- ③ 当社は監査役会設置会社であり、原則として監査役全員が取締役会に出席し、会社の経営状況等に関し適宜意見表明を行うなど、取締役の業務執行の状況やグループ全体の状況について監査を行う。
- ④ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
- ⑤ 当社は、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- ⑥ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑦ 業務活動全般にわたる内部統制監査については、社長直属の組織として内部統制室を置き、内部統制監査基本規程等に基づき実施する。
- ⑧ 当社は、使用人が法令・定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発した場合、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。また、監査役または監査役会はいつでも当該文書を閲覧または謄写することができるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理基本規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長、人事総務部を事務局とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整備する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項についての迅速な検討と決裁を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、常務会において具体的な執行手続き等につき審議を行うとともに、組織規程、職務分掌規程、稟議規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ企業の業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規程を整備する。
- ② 経営管理については、管理部を子会社管理の主管部署とし、グループ会社管理基本規程を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ③ 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役および取締役会に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その組織・人数・地位等について監査役または監査役会と協議のうえ、取締役会の決議をもってこれを定める。当該使用人の異動、考課等については、監査役会の同意を必要とする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役はいつでも必要に応じて、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるものとする。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 取締役の職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を14回開催し、各取締役の職務執行状況の報告、質疑応答および意見交換を行って、取締役の相互監視機能を強化する取組みを行っております。また、社内規程の改定や組織の改正等の重要な事項につきましては、取締役会で審議および決議を行い、ガバナンス機能の充実に努めております。なお、取締役の職務執行の適法性を確保するため、監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況の調査を実施しております。また、子会社の取締役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。内部統制システムについては、取締役および使用人等からその構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ③ 内部統制室は、内部統制監査基本規程等の内部統制システムに関する社内規程の整備を進めるとともに、「内部統制監査に関する年次計画」に基づき、内部統制監査を実施しております。具体的には、「決算財務プロセス」、「業務プロセス」、および「子会社の全社統制」等について、取締役や使用人および子会社の取締役等から合計で70回のヒアリングを行うとともに、つくば工場および外注先への実査を合計で3回実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,223,879	流 動 負 債	4,117,095
現金及び預金	878,205	支払手形及び買掛金	1,313,212
受取手形及び売掛金	1,767,380	短期借入金	1,681,579
商品及び製品	572,481	リース債務	83,260
仕掛品	134,637	未払金	422,924
原材料及び貯蔵品	641,800	未払法人税等	160,791
繰延税金資産	102,879	賞与引当金	53,632
その他	128,315	その他	401,694
貸倒引当金	△1,821	固 定 負 債	3,053,749
固 定 資 産	4,771,736	長期借入金	2,506,013
有 形 固 定 資 産	3,988,761	リース債務	233,388
建物及び構築物	2,050,225	繰延税金負債	46,000
機械装置及び運搬具	500,834	役員退職慰労引当金	150,090
工具、器具及び備品	101,790	退職給付に係る負債	95,037
土地	1,301,892	その他	23,219
建設仮勘定	34,017	負 債 合 計	7,170,844
無 形 固 定 資 産	245,955	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	537,020	株 主 資 本	1,714,349
投資有価証券	318,830	資本金	552,749
その他	282,366	資本剰余金	781,854
貸倒引当金	△64,177	利益剰余金	382,428
資 産 合 計	8,995,615	自己株式	△2,682
		その他の包括利益累計額	110,421
		その他有価証券評価差額金	120,660
		繰延ヘッジ損益	△82
		為替換算調整勘定	△10,156
		純 資 産 合 計	1,824,771
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,995,615

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年3月1日)
(至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,711,882
売 上 原 価		7,121,949
売 上 総 利 益		1,589,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,089,918
営 業 利 益		500,015
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,287	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	13,467	20,754
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82,881	
為 替 差 損	20,873	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	345	104,100
経 常 利 益		416,669
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	351	351
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,994	
和 解 金	15,232	17,226
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		399,793
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	156,358	
法 人 税 等 還 付 税 額	△22,752	
法 人 税 等 調 整 額	22,909	156,514
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		243,279
当 期 純 利 益		243,279

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年3月1日)
(至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	552,749	781,854	139,148	△2,150	1,471,602
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			243,279		243,279
自己株式の取得				△532	△532
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	243,279	△532	242,746
当 期 末 残 高	552,749	781,854	382,428	△2,682	1,714,349

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	103,521	△879	63,937	166,579	1,638,182
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益					243,279
自己株式の取得					△532
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	17,139	796	△74,093	△56,157	△56,157
連結会計年度中の変動額合計	17,139	796	△74,093	△56,157	186,588
当 期 末 残 高	120,660	△82	△10,156	110,421	1,824,771

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

・デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

・たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)……………当社は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。在外連結子会社は定率法及び定額法によっております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～10年

工具、器具及び備品 5～15年

- ・無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法
ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
在外連結子会社のファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間又は見積り耐用年数による定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- ・貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ・賞与引当金……………当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末における負担額を計上しております。
 - ・役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えて、平成20年5月の定時株主総会で廃止された役員退職慰労金制度に基づき、廃止日までの在任期間に対応する支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度に一括費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

・ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

金利スワップ 借入金

ヘッジ方針

当社は内部規程である「デリバティブ取引の取扱いおよびリスク管理に関する規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、決算日を含み、少なくとも6ヵ月に1回実施することとしております。

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益及び純資産に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差損」は706千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

・担保提供資産	
現金及び預金	85,274千円
受取手形及び売掛金	143,997千円
その他（流動資産）	10,375千円
建物及び構築物	1,657,147千円
土地	1,187,305千円
投資有価証券	241,963千円
その他（投資その他の資産）	71,420千円
計	3,397,484千円
・上記に対応する債務	
短期借入金	1,346,330千円
長期借入金	2,272,465千円
その他（流動負債）※	143,997千円
計	3,762,793千円

※在外連結子会社の売掛債権のファクタリングに伴い生じた負債であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,019,265千円

(3) 偶発債務

THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.（以下、「テブニエ社」という）は、平成19年8月に発生した口腔洗浄剤製品の結晶化現象に関して、SUNSTAR FRANCE S. A. S.（以下、「原告」という）から、平成23年2月4日（現地時間）付けにてパリ商事裁判所に損害賠償請求額8,586,163ユーロと訴訟費用等を求める訴訟の提起を受けておりましたが、平成26年9月23日（現地時間）付けにてフランスのパリ商事裁判所より、①テブニエ社は、原告が被った損害額7,520,140ユーロのうち3分の2に相当する5,013,426ユーロを支払うこと、②原告は、テブニエ社が被った損害額2,246,000ユーロのうち3分の1に相当する749,000ユーロを支払うこと、③当該①および②の判決に係わる支払いの仮執行は認めないこと等を骨子とする第一審判決の言い渡しを受けております。その後、テブニエ社は、当該判決を不服として、平成26年10月31日（現地時間）付けにてフランスのパリ控訴院に控訴を提起し、平成26年11月3日（現地時間）付けにて控訴申請が受理されております。

なお、当社は、本件訴訟における当事者とはなっておりません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	4,318,444	—	—	4,318,444
自己株式 普通株式	5,672	1,660	—	7,332

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,660株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成28年5月27日開催予定の第59回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	21,555	利益剰余金	5	平成28年2月29日	平成28年5月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されておりますが、当社グループの社内規程に従いリスクを管理しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握することにより、リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、このうちの一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、当社グループが利用しているデリバティブ取引につきましては、いずれも大手金融機関を利用しており、信用リスクはほとんどないものと考えております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	878,205	878,205	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,767,380		
貸倒引当金 (※1)	△1,821		
	1,765,559	1,765,559	—
(3) 投資有価証券	309,374	309,374	—
資産計	2,953,139	2,953,139	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,313,212	1,313,212	—
(2) 短期借入金 (※2)	1,681,579	1,681,579	—
(3) リース債務 (流動負債)	83,260	83,260	—
(4) 未払金	422,924	422,924	—
(5) 長期借入金	2,506,013	2,511,603	5,590
(6) リース債務 (固定負債)	233,388	232,273	△1,115
負債計	6,240,378	6,244,853	4,475
デリバティブ取引 (※3)	(123)	(123)	—

(※1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は短期借入金に含めて表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動負債）、(6) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（5）参照）。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	9,456

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

(3) 投資有価証券には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	423円27銭
1株当たり当期純利益	56円43銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成28年5月10日に払込みが完了しております。その概要は以下のとおりです。

1. 発行株式数及び種類

普通株式 930,000株

2. 発行価額

1株につき347円

3. 発行価額の総額

322,710,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 161,355,000円

増加する資本準備金の額 161,355,000円

5. 募集方法

第三者割当の方法による

6. 払込期日

平成28年5月10日

7. 割当先及び割当株式数

株式会社ちふれ化粧品 365,000株

三菱鉛筆株式会社 315,000株

株式会社井田ラボラトリーズ 250,000株

8. 資金使途

つくば工場拡張プロジェクトとして検討している充填・仕上・包装ラインの増設及び附帯設備の新設のための設備資金等に充当することを予定しております。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,417,984	流 動 負 債	3,382,230
現金及び預金	710,926	支払手形	168,158
受取手形	209,833	電子記録債務	663,767
売掛金	1,236,913	買掛金	371,401
商品及び製品	448,050	短期借入金	1,423,234
仕掛品	132,683	リース債務	41,727
原材料及び貯蔵品	517,858	未払金	348,991
前払費用	34,949	未払法人税等	160,791
繰延税金資産	99,334	賞与引当金	53,632
その他	29,318	その他	150,526
貸倒引当金	△1,885	固 定 負 債	2,582,583
固 定 資 産	4,494,200	長期借入金	2,243,799
有形固定資産	2,983,479	リース債務	124,183
建物	1,292,737	役員退職慰労引当金	150,090
構築物	33,810	繰延税金負債	46,000
機械及び装置	277,657	その他	18,510
車両運搬具	7,055	負 債 合 計	5,964,813
工具、器具及び備品	69,291	(純資産の部)	
土地	1,289,415	株 主 資 本	1,826,793
建設仮勘定	13,510	資 本 金	552,749
無形固定資産	222,717	資 本 剰 余 金	781,854
ソフトウェア	42,499	資 本 準 備 金	781,854
借地権	175,456	利 益 剰 余 金	494,871
その他	4,761	その他利益剰余金	494,871
投資その他の資産	1,288,004	繰越利益剰余金	494,871
投資有価証券	318,830	自 己 株 式	△2,682
関係会社株式	811,347	評 価 ・ 換 算 差 額 等	120,577
その他	158,257	その他有価証券評価差額金	120,660
貸倒引当金	△432	繰延ヘッジ損益	△82
資 産 合 計	7,912,184	純 資 産 合 計	1,947,371
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,912,184

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 3月 1日)
(至 平成28年 2月 29日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,094,363
売 上 原 価		5,800,068
売 上 総 利 益		1,294,295
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		863,618
営 業 利 益		430,676
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,287	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	13,613	20,900
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61,869	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	19,412	81,281
経 常 利 益		370,295
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	254	254
特 別 損 失		
そ の 他 特 別 損 失	1,994	1,994
税 引 前 当 期 純 利 益		368,555
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	156,358	
法 人 税 等 調 整 額	26,471	182,829
当 期 純 利 益		185,725

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年3月1日)
(至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	552,749	781,854	309,146		△2,150	1,641,600
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
当 期 純 利 益			185,725			185,725
自 己 株 式 の 取 得					△532	△532
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	185,725		△532	185,192
当 期 末 残 高	552,749	781,854	494,871		△2,682	1,826,793

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	103,521	△879	102,641	1,744,242
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
当 期 純 利 益				185,725
自 己 株 式 の 取 得				△532
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	17,139	796	17,936	17,936
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	17,139	796	17,936	203,129
当 期 末 残 高	120,660	△82	120,577	1,947,371

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	8～47年
機械及び装置	4～8年
工具、器具及び備品	5～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度末における負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、平成20年5月の定時株主総会で廃止された役員退職慰労金制度に基づき、廃止日までの在任期間に対応する支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象……………

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金

当社の内部規程である「デリバティブ取引の取扱いおよびリスク管理に関する規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ方針……………主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、決算日を含み、少なくとも6ヵ月に1回実施することとしております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法……………
- ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- 担保提供資産

現金及び預金	80,000千円
現金及び預金 ※	5,274千円
建物	1,238,030千円
構築物	32,675千円
土地	1,174,828千円
投資有価証券	241,963千円
その他（投資その他の資産）※	57,584千円
計	2,830,356千円

※在外連結子会社の銀行借入金に対する担保提供資産であります。

- 上記に対応する債務

短期借入金	1,313,238千円
長期借入金	2,135,454千円
計	3,448,692千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,681,743千円

(3) 保証債務

次の関係会社の債務に対して債務保証を行っております。

保 証 先	金 額	内 容
THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.	248,220千円 (Euro2,000千)	銀行借入金保証（極度額）
	85,720千円 (Euro690千)	リ　　ー　　ス　　債　　務
計	333,940千円 (Euro2,690千)	

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	159,742千円
短期金銭債務	3,175千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	127,535千円
営業取引以外の取引高	42,720千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自 己 株 式 普 通 株 式	5,672	1,660	—	7,332

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,660株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）

賞与引当金損金不算入額	55,318千円
未払社会保険料	8,167千円
たな卸資産評価損否認	21,063千円
確定拠出年金未払額	3,923千円
その他	10,861千円
繰延税金資産（流動資産）合計	99,334千円

繰延税金資産（固定資産）

関係会社株式評価損否認	153,250千円
確定拠出年金未払額	5,960千円
役員退職慰労引当金繰入超過額	48,328千円
長期未収入金	48,720千円
その他	15,197千円
繰延税金資産（固定資産）小計	271,458千円
評価性引当額	△265,497千円
繰延税金資産（固定資産）合計	5,960千円
繰延税金負債（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	△51,960千円
繰延税金負債（固定負債）合計	△51,960千円
繰延税金負債（固定負債）の純額	△46,000千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	7,505千円
1年超	129,187千円
合計	136,693千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.	(所有) 直接100.0%	加工原材料・ 半製品の 販売・仕入	加工原材料 の 販 売	127,535	売掛金	156,504
				債務保証(注)1	333,940	—	—
				債務保証料	389	未収収益 未収入金	583
				担保提供(注)2	145,892	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S. の銀行借入金及びリース債務につき、債務保証を行ったものであります。
2. THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S. の銀行借入金に対し、当社が保有する資産を担保提供しております。なお、取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	451円71銭
1株当たり当期純利益	43円08銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成28年5月10日に払込みが完了しております。その概要は以下のとおりです。

1. 発行株式数及び種類

普通株式 930,000株

2. 発行価額

1株につき347円

3. 発行価額の総額

322,710,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 161,355,000円

増加する資本準備金の額 161,355,000円

5. 募集方法

第三者割当の方法による

6. 払込期日

平成28年5月10日

7. 割当先及び割当株式数

株式会社ちふれ化粧品 365,000株

三菱鉛筆株式会社 315,000株

株式会社井田ラボラトリーズ 250,000株

8. 資金使途

つくば工場拡張プロジェクトとして検討している充填・仕上・包装ラインの増設及び附帯設備の新設のための設備資金等に充当することを予定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月19日

株式会社日本色材工業研究所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 戸城 秀樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本色材工業研究所の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本色材工業研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、株式会社ちふれ化粧品、三菱鉛筆株式会社、株式会社井田ラボラトリーズを割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月19日

株式会社日本色材工業研究所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 笠 原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 戸 城 秀 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本色材工業研究所の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、株式会社ちふれ化粧品、三菱鉛筆株式会社、株式会社井田ラボラトリーズを割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月22日

株式会社日本色材工業研究所 監査役会

常勤監査役 渡 邊 好 造 ㊟

監 査 役 羽 賀 弘 忠 ㊟

監 査 役 遠 山 友 寛 ㊟

監 査 役 江 間 洋 介 ㊟

(注) 監査役遠山友寛及び江間洋介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分といたしましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けており、安定した配当を継続して実施することを基本として、業績状況および内部留保等を勘案し、利益配分を行っております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、21,555,560円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものがあります。
- (2)経営体制の一層の強化・充実を図るとともに、株主総会および取締役会の機動的な運営を可能とするため、代表取締役が株主総会および取締役会の招集権者および議長、相談役に対する諮問者、および会計監査人の報酬等の決定者となるよう変更案のとおり現行定款規定を変更するものであります。(現行定款第13条、第23条、第28条および第45条)
- (3)機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり現行定款規定を変更するものであります。(現行定款第47条～第49条、変更案第42条～第44条)
- (4)その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略) (招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>社長</u> が招集し議長となる。</p> <p>2 <u>社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第17条 当会社に取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもつてその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり) (招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>代表取締役</u> が招集し議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、<u>取締役会</u> を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>15名</u> 以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (新 設)</p> <p>(条文省略)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。</p> <p><u>3</u> 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名、副社長1名、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。</p>	<p><u>2</u> 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名、副社長1名、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (条文省略) (招集者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第22条 (現行どおり) (招集者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集は、各取締役に對し、会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役)</p> <p>第28条 取締役会の決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は当社の業務に関し、<u>社長</u>の諮問に応じるものとする。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u> (<u>選任方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(相談役)</p> <p>第29条 取締役会の決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は当社の業務に関し、<u>代表取締役</u>の諮問に応じるものとする。</p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	(削 除)
第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u>	(削 除)
(常勤監査役)	(削 除)
第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集)	(監査等委員会の招集)
第36条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>	第33条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u>
(監査役会の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)
第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	第34条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(議事録)	(議事録)
第38条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	第35条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>
(報酬等)	(削 除)
第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める「<u>監査役会規程</u>」による。</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、<u>社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条 (条文省略) (期末配当金)</p> <p>第47条 当社は<u>株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める「<u>監査等委員会規程</u>」による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条 (現行どおり) (剰余金の配当等)</p> <p>第42条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金の支払)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過して受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過して受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>1 当会社は、第59回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件としてその効力を生ずるものとし、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おくむら こうじ 奥村 浩士 (昭和19年4月21日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和47年4月 当社取締役 昭和48年4月 当社専務取締役 昭和62年10月 当社代表取締役専務 平成2年4月 当社代表取締役社長 平成26年12月 当社代表取締役社長生産本部長 平成28年3月 当社代表取締役社長生産統括本部長 (現任)	586,644株
2	とだに やすひこ 土谷 康彦 (昭和27年9月4日生)	平成19年10月 当社入社 平成20年4月 当社内部統制推進部長 平成20年5月 当社取締役内部統制推進部長 平成20年9月 当社取締役経理部担当 兼内部統制推進部長 平成21年4月 当社取締役管理部長 平成22年6月 当社常務取締役管理部長 平成23年6月 当社常務取締役経営統括本部長 (現任)	13,000株
3	おおた ぐろ さとる 大田黒 暁 (昭和29年6月18日生)	平成11年1月 当社入社 平成18年4月 当社営業部長 平成19年5月 当社取締役営業部長 平成21年4月 当社取締役国際営業部長 平成22年9月 当社取締役生産本部副本部長 兼技術グループマネージャー 平成25年6月 当社常務取締役生産本部長 平成26年3月 当社常務取締役生産本部長 兼つくば工場長 平成26年12月 当社常務取締役営業統括本部長 (現任)	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	おく 村 華 代 (昭和50年12月22日生)	平成11年3月 当社入社 平成23年5月 当社取締役 平成23年6月 当社取締役経営統括本部 経営戦略部長 平成25年6月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼経営統括本部経営戦略部長 平成26年12月 当社取締役営業統括本部 国際営業部長 (現任)	214,000株
5	たき がわ じゅん 瀧 川 順 (昭和34年12月18日生)	平成25年6月 当社入社 平成25年9月 当社経営統括本部人事総務部長 平成26年5月 当社取締役経営統括本部 人事総務部長 (現任)	一株
6	との 村 たつ や 外 村 達 也 (昭和36年7月11日生)	平成25年6月 当社入社 平成25年9月 当社経営統括本部経理・財務部長 平成26年3月 当社経営統括本部管理部長 平成26年5月 当社取締役経営統括本部 管理部長 (現任)	1,000株
7	さ き き いずみ 佐々木 泉 (昭和30年11月13日生)	平成25年4月 当社入社 平成25年6月 当社研究部長 平成26年5月 当社取締役研究部長 平成28年3月 当社取締役研究開発部長 (現任)	5,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件としてその効力を生ずるものとし、監査等委員会設置会社へ移行し、監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	わた なべ よし ぞう 渡 邊 好 造 (昭和31年1月21日生)	平成2年2月 当社入社 平成11年6月 当社経営企画室長 平成16年4月 当社経営企画部長 平成23年6月 当社経営統括本部経営管理部長 兼経営管理部管理チームリーダー 平成26年3月 当社経営統括本部管理部経営管理 グループマネージャー 平成27年5月 当社常勤監査役(現任)	1,000株
2	とお やま とも ひろ 遠 山 友 寛 (昭和25年2月21日生)	昭和55年4月 弁護士登録 西村真田法律事務所 入所 昭和59年6月 カリフォルニア大学ロサンゼルス 校ロースクール修士号取得 (LL.M.) 平成2年10月 TMI 総合法律事務所開設 パートナー弁護士(現任) 平成11年11月 当社監査役(現任) 平成22年6月 エイベックス・グループ・ホール ディングス株式会社社外取締役 (現任) 平成22年6月 そーせいグループ株式会社社外取 締役(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	え ま よう すけ 江 間 洋 介 (昭和8年1月30日生)	平成5年2月 株式会社江間忠ホールディングス 代表取締役会長 平成14年5月 当社監査役(現任) 平成19年4月 株式会社江間忠ホールディングス 代表取締役相談役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠山友寛、江間洋介の両氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 遠山友寛氏につきましては、法律の専門家としての豊富な知識と経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって16年6ヶ月であります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、企業実務に即した適切な助言・提言を行うなど、当社の監査体制の強化に貢献いただいております、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 江間洋介氏につきましては、長年の企業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって14年であります。
6. 当社は、遠山友寛、江間洋介の両氏と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。原案どおり各候補者の選任が承認された場合、当社定款に基づき、各候補者全員と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

当社の取締役および監査役の報酬等の額は、平成24年5月30日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を「年額200百万円以内」、監査役の報酬等の額を「年額50百万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」、および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の額の設定をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。また、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、新たに就任する監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

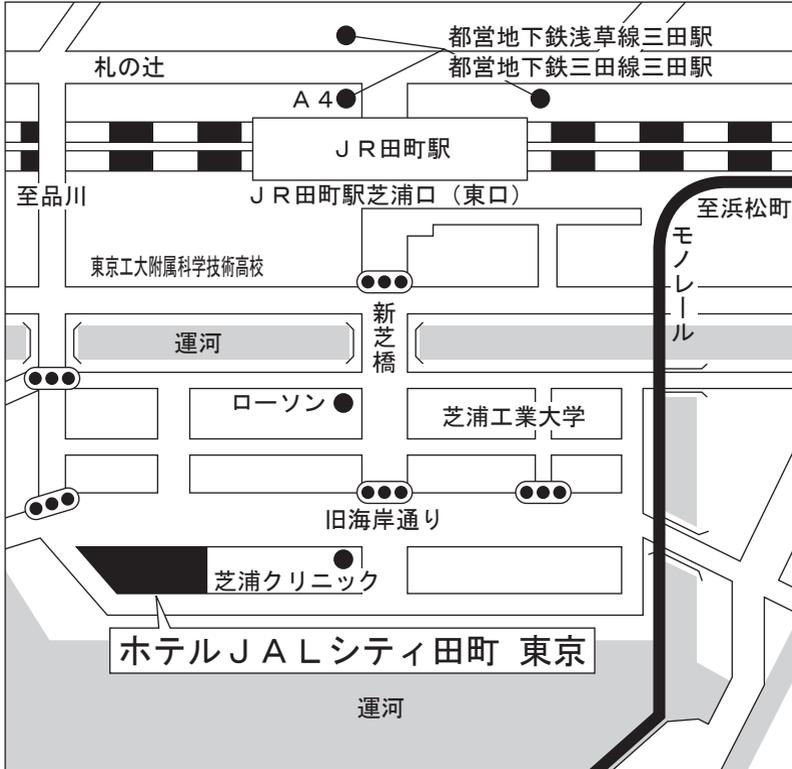
メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 16 lines.

定時株主総会会場ご案内図



会場 東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテル J A L シティ 田町 東京 地下1階「瑞祥の間」
電話 03-5444-0202

最寄駅 J R 田町駅芝浦口 (東口) より徒歩5分
都営地下鉄浅草線・三田線の三田駅 A 4 出口より徒歩10分